

一般社団法人 日本造血・免疫細胞療法学会 造血細胞移植登録一元管理委員会 規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会（以下、「学会」という）内に設置される造血細胞移植登録一元管理委員会（以下、「本委員会」という）は、造血細胞移植医療技術ならびに治療成績の向上を目的として、疾患毎あるいは研究テーマ毎のワーキンググループ；Working Group（以下、「WG」という）を設置する。学会は日本造血細胞移植データセンター（以下、「データセンター」という）と共同で我が国において施行される造血細胞移植および細胞治療の全国調査（以下、「全国調査」という）を実施し、WGは全国調査により収集されたデータの管理を行うデータセンターよりデータの提供を受け、データの解析・研究を実施する。WG運営については、別途細則に定める。

(委員会の役割と責務)

第2条 WGの円滑な設置、解析が実現するように、本委員会は次の項目について責任を有する。

- (1) 設置するWGの改廃、統合、新設など時代や情勢に応じて、グループの見直しを適宜図ること
- (2) WGの積極的な自主運営が可能となるように組織化を行うこと
- (3) WGが進める研究解析の進捗を管理すること

(委員会の構成)

第3条 委員は理事会が選任する。委員の構成は次の通りとする。

- (1) 成人患者における造血細胞移植およびその情報管理に関して専門知識を有するもの（4名）
- (2) 小児患者における造血細胞移植およびその情報管理に関して専門知識を有するもの（4名）
- (3) 細胞治療等およびその情報管理に関して専門知識を有するもの（4名）
- (4) ドナーからの造血細胞採取およびその情報管理に関して専門知識を有するもの（若干名）
- (5) 造血細胞移植および試料に関する情報の収集・管理・解析に関して専門知識を有するもの（若干名）
- (6) その他理事長が必要と認めるもの（若干名）

2 (5)は、(1)～(4)のいずれかと兼ねることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。

2 委員が、本委員会委員を継続することが困難となった場合は、任期途中の交替、補充を認める。但し、新たに選出された委員の任期は現任者の残任期間とする。

(委員長ならびに副委員長)

第5条 委員の中から理事会が委員長を選出し、社員総会で承認を得る。委員長は委員の中から2名の副委員長を指名する。

- 2 委員長は、会議を招集・主宰し議事の円滑な進行に努めるとともに付議された議案の可否について決定する。
- 3 委員長が職責を全うできない状況においては、委員長が指名する副委員長が代行する。
- 4 委員長・副委員長の再任は原則2期まで認める。

(委員会の開催)

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長を務める。

- 2 本委員会は年2回程度開催する。但し、委員長が必要と認めたときには臨時開催、または委員会を開催せずメール等で審議を行うことができる。
- 3 本委員会を招集するときは、原則として会議の1ヶ月前までに各委員に対して通知をする。
- 4 本委員会の定足数は、委員の過半数以上の出席によるものとする。
- 5 委員長は、必要に応じて書面またはメールでの決議を求めることができる。
- 6 本委員会の決議は、出席委員の過半数で決するが、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。
- 7 本委員会は決議について議事録を作成する。議事録には「開催日時・場所」「出席者」「議題」の内容を含む。

(陪席ならびに傍聴)

- 第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を陪席者として出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 2 本委員会が必要と認めた場合には傍聴を認めることができる。傍聴者は発言することはできない。また、議事の妨げとなる行為等があった場合は、委員長は傍聴者に退場を求めることができる。

(倫理指針)

- 第8条 全国調査によって得られたデータの利用に関しては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠して実施されるものとする。

(改廃)

- 第9条 本委員会規約の改廃は、本委員会の決議によって改廃内容案が決定・起案された後、学会理事会の承認によって確定されるものとする。

(雑則)

- 第10条 本委員会規約に定められていない事項で、本委員会が所掌するべき内容の案件が生じた際には、各委員は誠意を持って協議し、対処すること。

附則1 この規約は、2008年9月29日より施行する。

附則2 「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」施行に伴い、「一般社団法人 日本造血細胞移植データセンター (JDCHCT)」が一元化登録を国の支援のもと2013年10月1日より開始する。一元化登録の移行期に関しては、JSHCTはJDCHCTと共同で一元化登録を担うとともに、本委員会は本規約に基づく活動を継続する。

又、本規約および本委員会細則内の名古屋大学 造血細胞移植情報管理・生物統計学講座の役割は、2013年10月1日からの移行期を経て2014年1月1日よりJDCHCTに移行する。

附則3 「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」施行に伴い、全国調査によって得られたデータの管理はJDCHCTが担うこととなった。

制定 2008年 9月29日

改定 2009年 2月 4日 Ver.2.0

改定 2009年2月4日

名称変更「有限責任中間法人日本造血細胞移植学会」から、「一般社団法人日本造血細胞移植学会」へ変更

第4条 「データの種類・定義」の見直し修正実施

改定 2010年2月18日

改定 2013年10月18日

改定 2015年11月21日

改定 2020年8月2日

改定 2023年7月28日